

全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会

(5) 意見

零細かつ小規模な社交場等における生・レコード演奏、カラオケ伴奏による歌唱、BGM等による音楽利用については、引き続きJASRACの許諾を得て、協議した使用料を支払うこと、即ち簡便かつ相応の使用料を支払うことにより世界中の音楽が利用できるように配慮・運用していただきたい。

1. そのため、JASRACを引き続き公益性の高い法人として据え置いて、採算性に係わらず社交場等で利用される全ての音楽著作物をJASRACに集中管理させることによって、JASRACの許諾を得れば世界中の音楽が利用できる現状を継続して頂きたい。
2. 指定管理事業者であるJASRACとの間は、従来どうり「協議して使用料を決める」ことが期待できるが、JASRAC以外の管理事業者、個の権利者との間は、それらが一方的に請求する使用料を支払わなければ利用できないため、円滑な利用を妨げる結果になる。
3. カラオケ社交場における著作権使用料について、CISAC憲章を背景に、客席面積又は宴会場面積により使用料を定めているが、面積の大小にかかわらず、最終的には「一曲、いくら」の使用料が望ましく思う。

以上